

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜第2号＞

平成22年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成22年3月2日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

## 経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

---

### 開会の日時

年月日 平成22年 3 月 2 日 火曜日  
開 会 午前10時 2 分  
散 会 午前11時44分

---

### 場 所

第 1 委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第19号議案 沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（先議案件）

---

### 出 席 委 員

委 員 長	玉 城	ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	座喜味	一 幸	君
委 員	辻 野	ヒロ子	さん
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	仲宗根	悟	君
委 員	当 銘	勝 雄	君
委 員	渡久地	修	君
委 員	前 島	明 男	君
委 員	玉 城	満	君
委 員	上 里	直 司	君

委員外議員 なし

---

欠 席 委 員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

観 光 商 工 部 長	勝 目 和 夫 君
雇 用 労 政 課 長	湧 川 盛 順 君
(補助答弁者)	
福祉保健部福祉・援護課長	呉 屋 禮 子 さん
福祉保健部福祉・援護課班長	伊 波 盛 治 君

---

○玉城ノブ子委員 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第19号議案を議題といたします。

なお、ただいまの議案は、2月26日の本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として観光商工部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第19号議案沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目と夫観光商工部長。

○勝目と夫観光商工部長 観光商工部関係の議案について、御説明いたします。

説明に入ります前に、議会配付説明資料であります平成22年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）を使用しますので、御確認ください。

また、本日の御審査の参考資料として、沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例新旧対照表、厚生労働省社会・援護局による平成21年度第2次補正予算（案）の概要及び住まい対策の拡充に関するスキーム図を配付しております。

それでは、お手元の議案書平成22年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の59ページをお開きください。

この議案は、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、都道府県、市町村等が行う生活保護受給者等に対する住まい対策などのための取り組みを支援するため、国は都道府県に対し、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を追加交付することとしておりますが、県内においても当該交付金を活用して、生活保護受給者等に対する住宅及び就労機会の確保、その他自立のために必要な支援を行う事業を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

緊急雇用創出事業臨時特例基金は観光商工部が所管しておりますが、今回の条例改正に係る基金の管理及び事業の執行につきましては、福祉保健部が行うこととなっております。

なお、今年度中に国からの交付金を受け入れる必要があることから、先議案件として審議していただきますよう、よろしくお願いいたします。

引き続き、福祉保健部よりお手元の配付資料につきまして若干の補足説明をいたします。

**○玉城ノブ子委員長** 呉屋禮子福祉・援護課長。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** それでは、福祉保健部より補足説明いたします。お手元の乙第19号議案（先議案件）参考資料をお願いいたします。

まず、今回、基金条例を改正し実施する事業の概要から御説明いたします。資料の3ページをお開きください。

国においては、明日の安心と成長のための緊急経済対策において、雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築のため、必要な経費を第2次補正予算に計上したところであり、全国で700億円、本県においては11億4700万円の配分を受け事業実施の予定であります。

事業内容としては、一番上の住宅手当緊急特別措置事業は、就労意欲のある離職者で、住宅を喪失している者等に対して住宅手当を支給し、これらの方々の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業でございます。

ホームレス対策事業は、ホームレスの自立を支援するため旅館簡易宿泊所を借り上げ、宿所を提供するとともに、日常生活に関する相談等を行う事業でございます。

3番目の公営住宅の間仕切り設備の工事費補助については、メニューとしては示されておりますが、県営住宅の所管課である県住宅課及び市町村公営住宅担当課等に意見照会したところ、事業実施は困難とのことから県において今回

事業実施の予定はございません。

生活保護就労支援事業は、就労支援員等を確保し、就労意欲の喚起、公共職業安定所への同行訪問等を行い、就労による経済的自立の支援を図る事業でございます。

最後の生活福祉資金貸付事業の相談体制については、低所得者等に対する市町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実を図り、低所得者等の生活の立て直しを支援する事業という内容になっております。

次の4ページをお開きください。

これは国が示したスキーム図になっておりますが、ここではなぜ、基金へ積み増すことによって事業実施するのかという理由が書かれております。図の左下、吹き出しに書かれていますが、年度が変わっても切れ目のない事業実施が可能とかニーズに応じて迅速な対応が可能になると説明されております。

ページを戻っていただきまして、資料1ページ、2ページに新旧対照表を添付してありますが、先に説明した4つの事業を実施するために、これら事業が実施できるように必要な改正を行う内容となっており、題名、第1条並びに第6条において文言の追加、変更等を行っております。

以上で補足資料の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よくわからないところがいっぱいございまして、教えていただきたいと思っているのですが、今、見出しとして雇用と住居を失った低所得者ということであるのですが、これから職を探そう、それから住居を求めたいという方々も該当するのでしょうか。実際に、失業なさって住居代も払うことができない、そういった方々も該当するのでしょうか。そしてもう一つは、今ホームレス支援の中で宿泊施設を、既存の施設を準備しながらやると言っているんですが、こういった宿泊施設を想定しているのか、旅館や社員寮とかいろいろ出てくるんですが、具体的にこういったところを想定なさって事業進めるのか、まずこの2点について教えていただきたいと思います。

○呉屋禮子福祉・援護課長 最初の御質疑は、これから失業されて住宅を失った方々についても適用されるかということだと思いますが、この事業につきましては、平成19年10月1日以降に失業された方々が対象になっております。当初は、仕事を失ってから2年以内の方々が対象ということになっておりましたが、要件緩和がことしの4月から適用になりまして、平成19年10月1日以降に失業した方々について事業を適用していくということになっております。

それから、もう一つのホームレス対策事業でございますが、ホームレスの方々に対して緊急一時的に宿泊所を提供するというところで、これについて、これまでもセーフティーネット支援事業を補助金で実施してきておりますが、県内では那覇市や石垣市等で実施し、それなりの成果、実績を残してきております。

そして、この4月からは本県も緊急一時宿泊事業を実施するというところで予定しておりまして、NPO等のホームレス支援団体がございまして、その所有する施設とか、あるいは安い旅館等簡易宿泊所、そういうものを利用してホームレスの方々に宿所を提供して実施してまいりたい。

あわせて、ホームレスの方々が寝起きする場所一公園等を巡回しまして、日常生活に関する相談事業を実施して、自立に向けた支援を進めてまいりたいと考えております。

○仲宗根悟委員 今までのホームレスの方々の支援事業ではないということですか。平成19年以降の失業者しか対象にしないということですが、それ以前からのホームレスの方々がいらっしゃるわけですよね、この方々には適用しないという内容なんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 今回基金に積んで平成22年度予算としてスタートする事業でございますが、実施事業が4つのメニューに分かれております。今、委員の御指摘のホームレス対策事業と一般の失業者の方に対する住宅手当の支給というものは別事業になっておりまして、これは一般の方々―離職者に対しては住宅手当緊急特別措置事業という歳出の予算事業で実施します。そして、ホームレスの方々については、別のホームレス対策事業の中で実施していくということになっております。

○仲宗根悟委員 ホームレスそのものというのは別メニューでもってホームレスを支援する制度があると。またやっているということですよ。今回ののは、平成19年度以降に職を失った失業者の方々の住居の手当てをしましょう、それ

からそういった形をとりましょうという内容のようですが、もちろんホームレスの自立支援という文言があるものですから、どうしても両方ごちゃ混ぜに考えていたので、私が勘違いしました。以上です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の住居を失った人への支援とか、これはとてもよいことなんですけど、私たち2年前の11月に愛知県名古屋市と東京都へ調査に行ってみまして、派遣切りにあった人たち、宿泊所がないという県内出身の人たちの調査をしてきて、県に対し2008年12月25日、2009年1月7日、2009年1月14日、3回にわたってこの宿泊所の問題とか、今出ている問題とかを申し入れてきたわけですよ。そして、県としても独自に、県内でも宿泊所を確保しないと大変だと、確保してくれということを申し入れて、代表質問、一般質問でも取り上げてきましたが、あのときはそういった宿泊所確保というところまで、皆さん方は踏み切れなかったということで、今回こうなったのですが、この間1カ年余り、それが進まなかった理由というのは何でしょうか。そして、今回出てきた理由というのは何でしょうか。

○湧川盛順雇用労政課長 宿泊施設の確保については、観光商工部としてのメニューはないんですが、土木建築部で県営住宅の空き施設を提供する事業は実施してきたところですよ。

○渡久地修委員 そういったものでは不十分だということはずっと指摘し続けて、やっと今回不十分ながらも動き出すんだけど、やはり今の雇用情勢とかを見きわめて、県としてもその問題をぜひ強く取り組んでほしいと思います。

それで、住居を失った人ということでも出てくるんだけど、県内で現在、住居を失った人の数というものはどれくらいなのか。皆さんは、住居を失った人が何名いると想定しているのか教えてください。

○呉屋禮子福祉・援護課長 住居を失った方々ということで特定した調査はいたしておりませんが、今年度一平成21年度から実施しておりますが、この住宅手当緊急特別措置事業一住宅手当を支給する事業、住宅を失った方々に対して手当を支給して住居を確保するという事業については、離職に伴って住居を失った方々ということで国の事業は示されておりますので、その対象者の数です

が、これは県で把握した数字ということではなくて、厚生労働省から示された算式がございます。平成22年度の見込みでございますが、国が示した推計対象者について、これは完全失業者数をベースにして算出してございまして、本県においては平成22年度4488人ということで予算を計上してございます。

**○渡久地修委員** 4488人というのは、この人たちは沖縄県出身者で愛知県や東京都で住居を失っているということではなくて、あくまでも沖縄県内と特定したということでもいいのですか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 県内在住者ということでとらえております。

**○渡久地修委員** 今の、離職に伴ってこれだけの人が住居を失う、これは本当に大変なことですよ。今回の条例改正で11億円余りいろいろ予算措置をするわけですが、住居を提供するという目標は何名になりますか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 目標数値については、先ほど御説明した4488名が支給対象で、申請に基づいて給付するわけですが、4488名について予算を組んで実施していくということでございます。

**○渡久地修委員** 民宿、旅館、社員寮などの宿泊所の借り上げがありますね。これは、県が借り上げるのか市が借り上げるのか、あるいは手当を受けた個人が借り上げるのかとか、この宿所の数としては4488カ所でもいいのか。その戸数は、何戸になりますか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** この緊急一時宿泊事業でございますが、支給の実施方法については1人1泊3000円程度という単価で給付するわけですが、この方々が1部屋単位で借り上げて、民間の宿泊施設やホームレス支援団体の施設とか、そこに住まわっていただくわけですが、これに対して県、市町村のほうから料金を支給するということになっております。

**○渡久地修委員** では、県としては一時宿泊施設を借り上げる、そういったものは一切ない。全部この人たちに、お金を1日3000円支給して、この人たちが自分が選んだところに泊まるということなんですか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 今、実施の予定としましては、施設を20なり、30



なりとある程度確保して、そこに利用者がいらしたら、お願いするという  
 ことで考えております。

○渡久地修委員 だから、20なり何なりというものを、はっきり20なら20、そ  
 れも県が借りるのか市町村が借りるのか、どこが借りるんですかということ  
 を先ほどから聞いているのですが。

○呉屋禮子福祉・援護課長 この事業につきましては、県が平成22年4月から  
 実施しますし、また那覇市内につきましては那覇市も実施する予定になってお  
 ります。ですから、県がカバーするのは、那覇市を除いたほかの市町村の区域  
 ということになっております。

○渡久地修委員 では、那覇市が実施するのが那覇市内で何カ所で何部屋。そ  
 して県が借り上げるのが、それ以外の20数カ所、この具体的な数字、資料等が  
 あったらお示し願いたいのですが。

○伊波盛治福祉・援護課班長 実は先ほどの議論から、住宅手当とホームレス  
 対策事業とごちゃごちゃになっている部分が少しございますので整理します  
 と、住宅手当というのは、あくまで離職者、そして家を失った方々の事業とし  
 て実施しておりまして、これは家賃の補助ということで3万円とか3万2000円  
 とかの補助をやる事業です。そして、今議論になっているのは、ホームレス対  
 策事業、これはいわゆる数の問題、4000人とかいうとまた話がおかしくなりま  
 すので、ホームレスについては、宿泊所やNPO団体のものを使って1日3000  
 円の単価で借り入れるということで、少し分けて議論するほうがいいと思いま  
 す。そして、ホームレスのそれについては、いわゆる巡回相談事業というもの  
 を前もってやっています、公園等へ相談に行きますよね。それで、あなたこ  
 んなところにいるよりは、一時的にでも宿泊所を借りるから、そこで生活保護  
 なりいろんな手続、次のものをやりましょうということで、一時的に入る。で  
 すから、その需要が生まれて民宿を探して、そこをあっせんするという形にな  
 りますので、予算上割り算すれば積算は出てくるんですが、県の場合ですと、  
 60何名分ぐらいを今予定しているということで、その金額を1日3000円、月で  
 幾ら、そして3カ月とか、それで割り算すれば金額は出てくるということで、  
 やっております。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から答弁を整理したいとの申し出があり、執行部から離職者の補助対象4488人に対しては、自力で宿泊所を確保してもらい、その家賃を福祉事務所が不動産業者へ支払う仕組みであること。ホームレスに対しては、県及び市町村が1日3000円の単価で借り上げた一時的な宿泊施設をあっせんすること。20数カ所というのは仮定の話であるとの説明がされた。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 ホームレスの数というのは、県が把握しているのは、今何名ですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 ホームレスの実態調査については、厚生労働省のほうで全国一斉に毎年度実施しております。毎年1月29日時点で一斉に全国各地で目視による概数調査ということで実施しておりますが、最近の調査では去年の平成21年1月29日に実施した数字で、県内が189名ということで報告があります。

○渡久地修委員 先ほど区別と言っていたけれど、離職して住宅を失った人と、ホームレスとの違いというのは何でしょうか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 ホームレスの定義でございますが、これについては決まった住居がなくて、公園や公共施設の軒下など、そういったところを日常の起居としている方々と解釈しております。

○渡久地修委員 きょう生活保護の関係で見えていますが、これはいわゆる仕事を失って住居を失った人たちへの支援ですが、今、生活保護申請する場合、これまでは住所がない人たちは、なかなか申請を受け付けなかったですね。それが派遣村とか公園とかで、いわゆるホームレス状態、野宿になって、国民の大きな世論のもとで、ついにその人たちも生活保護の申請が、公園を住所にしてでも、路上を住所にしてでも申請が受け付けられるようになったでしょう。ところが、実際これが許可されるかというとなかなか厳しくて、居所を特定しなさいということで、いろんな指導をしているところもある。今これは憲法に

反するとかせめぎ合いあるけれども、いずれにしても、そういうものがあって、今回この措置でこの人たちが住居手当を受けて、一定期間ここで住んだら、生活保護も受けられるようになるということで理解していいですか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 生活保護の適用については、住所が定まっていなくても、ホームレスの方々でも申請はできることになっております。ただし、保護を開始、決定、適用する際には住居を定めると。いわゆる、ちゃんとしたアパートなりそこに住まって住所を定めて、保護決定をするということになっております。

**○渡久地修委員** そういったものがあるから、それを支援するための今回の条例改正という意味合いもあるのですかということなんです。いわゆるこういう人たちが住所がない、居所がない、住所は与儀公園ということで申請したけれども、住んでいるところをちゃんとしなさいと。その間は、この条例で3000円のアパート代補助するから、一日3000円のところでとりあえずアパートを借りて、そこで申請できるように、要するに保護が受けられるようにしなさいというのを支援するためのものではないんですか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** この事業に特定して説明しますと、まず生活保護のホームレスの方々に対する適用という目的ではなくて、この事業の大きな目的は離職によって住居を失う方々が新たに求職活動、仕事を探すという場合、まず就職面接などに行きますと、住民票がないとか住所がないということになると、なかなか採用してもらえないということもあって、まずは住居を定めて求職活動していただくと。それを支援するための住宅手当の給付ということになっております。そして、もう一つの基金を積んでやる事業の中で、生活保護就労支援事業というのがございます。これは、生活保護を現に受給している方々に対して、早目に保護に頼らないで自立してやっていけるようにということで、就労に結びつけるような支援を行うという。就労支援相談員からハローワークなどに同行訪問したりとか、そういったことで自立支援に向けた一日も早い、そういった助言等を行っているということでございます。

**○渡久地修委員** 要するに、生活保護には至らないけれども、至らないように早目に、前段で就職活動して仕事についてくださいよと、その支援をするためのものであるわけですね。そして、その前提はこの離職者が保護基準を満たしているという前提ですよ、皆さん方の今の言い分は。そして、その人たちが

生活保護基準以下だったら当然生活保護には該当するわけよね。生活保護基準以下の収入しかなければ貯蓄や仕事もないわけだから、財産も何もないければ生活保護申請すれば適用されるわけですよ。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 生活保護の適用については要件がございまして、収入がないから即保護が適用になるということでもございませぬので、他方の活用によって、例えば失業によって失業保険がもらえる、雇用の支援がもらえるということであれば、その他の施策の活用というのが優先されます。それと、扶養義務者への照会、それから不動産など資産をお持ちの場合には、その活用ということで、そういった他の制度や施策を活用ができないものについて、最後のセーフティーネットということで生活保護の適用ということになると思います。

**○渡久地修委員** 今言った生活保護受給者への就労支援という場合、これは70歳、80歳の人たちに就労支援するわけではないですよ、当然稼働年齢というのはあるんですが、今この間、実際は働けるけれども、まだ30代、40代けれども、非正規労働者切りで首になって住居も失って、どうしようもなく生活保護に頼らざるを得なくなったということで、生活保護を受けている人も出てきていますよね、いわゆる仕事があればすぐ就職できるという人たち、そして、この稼働年齢層、実際に稼働できると言われている人たちが生活保護を受けているというのは、今県内でどれくらいと把握していますか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 生活保護受給者に対する就労支援事業は委員が御指摘のとおり、稼働能力がある方々に対して就労支援をやるわけなんです、この方々で現に稼働能力があって、仕事があればできるという対象者の数については調査をしておりませぬので、正確な数字は把握しておりませぬ。

**○渡久地修委員** 皆さんここで就労支援をやるというわけだから、これはただやみくもに年齢以下の人は働け働けというのではだめだと思う。いわゆる、今言った本当に今の状況のもとで、非正規労働者切りとかで職場を首になって、働く意欲もあり体力も気力も全部充実しているけれども、生活できないからやむを得ず生活保護になっている人たちへの就職支援だと思うんです。だから、その辺の数はきちんと把握して、より親切な対応、そして64歳以下はとにかく働け働けという、何が何でもただ働け式の一律的なものはやらないで、その辺はきめ細かにやってください。

○呉屋禮子福祉・援護課長 生活保護就労支援事業については、福祉事務所とハローワークと連携してやっておりますが、その対象者については福祉事務所のほうで稼働能力がある方、意欲のある方、稼働年齢にある方、そういう方々を、対象者をリストアップして就労支援事業を実施しているということでございます。

○渡久地修委員 先ほどの就労支援の支援員2500名、それから住宅確保就労支援員を、生活保護受給者を対象としたのが2500名、住宅手当受給者を対象としたのが1250名、この人たちの、いわゆる2500名の資格というか、どういった人たちをここで確保するかというのは、とっってもかぎを握ると思います。ただ、一律的に回って、あんた仕事しろ、仕事しろとやられたら、これは大変だと思います。本当に懇切丁寧に仕事を失った人たちに、いわゆる一番の社会的弱者の人たちに、寄り添ってやれるような人たちでなければならないと思うんだけど、その辺の2500名と1250名の人たちの問題はどのように考えていますか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 就労支援員の数でございますが、先ほどの2500名というのは全国、全体での数でございます。県内において平成22年度は、就労支援員として23名を確保すると。23名確保して、各福祉事務所に配置するということでございます。

○渡久地修委員 ぜひ、親身になってその人たちがやれるようにしてください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 できたら親切に全国のもの県内ものものと、予算と人数がわかれば、もう少し早目に質疑できたと思います。これ今700億円のうち、県内は11億円ということで理解してよろしいんですね。

○呉屋禮子福祉・援護課長 そのとおりでございます。

○中川京貴委員 それと、もう一つメニューがありますね。今メニューが1、2、3、4、5と出ているんですが、このメニューは国からの指導ですか。このメニューに従って予算措置をなささいということで、県単独のメニューはこ

の中にありますか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 国から示されたメニューでございます。

○中川京貴委員 ぜひ今後、これは10割補助ですので、東京都の場合とか出ていますよね、この補助金は10割補助ですよ。次のページにあるんですが、この公営住宅の各部屋ごとにドア、かぎ等を設置したり、各部屋を仕切りすると書いてあるんですが、これを具体的に説明してください。

○呉屋禮子福祉・援護課長 公営住宅の間仕切り工事なんですが、これは例えば県営住宅などですと空き家がございます。その空き家を、通常ですと2人以上の家族が住まうような間取りになっていると思いますが、そこに1人一単身者を入居させるということで、その場合に無駄なスペースがございますので、できるだけ活用するようにパーティションなどで区切って、二、三人で使えるようにする、そのための間仕切り工事ということになっております。

○中川京貴委員 それでしたら、この対策事業の予算でトイレも同じように仕切ったら、トイレも別につくらないといけないということですが、これも含まれているんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 トイレやキッチンなどは共用ということで聞いております。

○中川京貴委員 それともう一つ、この条例の中で最初の部分に出てくるんですが、生活保護世帯、1ページの生活保護受給者、要するにホームレスまたは会社を離職された方々の2つにあると聞いたんですが、今現在の生活保護受給者が、例えば子ども手当など入ってきましたよね、子ども手当の予算が。生活保護世帯は子ども手当の分の収入は引いて入ってくるんですか。それとも子ども手当はプラスして入ってきますか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 子ども手当については、今年度実施するというところで国から伺っておりますが、生活保護世帯については、子ども手当の支給の恩恵が反映されるようにということで、生活保護の基準額の算定の中では、一応収入として入ってきますから、収入認定をします。しかし、そのかわりにまた新たな加算ということで、別途恩恵が反映されるような形で支給がされると

いうことになっております。

○中川京貴委員 では、増額になるということで理解していいのですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 子ども手当の支給分が、実質的には増額ということになるかと思えます。

○中川京貴委員 先ほど全国の2500名と1200名が出て、本県においては23名だと。この23名は県で雇うんですか、それとも各自治体に任せるんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 先ほどの23名というのは、県の福祉保健所と市部の11市の福祉事務所で採用する数になっておりますので、それぞれで採用して配置するということになっております。まず生活保護の就労支援員でございますが、県の所管する福祉保健所においては、北部福祉保健所、中部福祉保健所、南部福祉保健所ということで、3カ所に1名ずつ配置する予定でございます。

そして、市部の11市の福祉事務所でそれぞれ、那覇市は生活保護世帯が多いので、那覇市については7名の配置と。そしてほかの市については、それぞれ1名ないし3名ということで採用の予定をしております。

○中川京貴委員 やはり、私が何が言いたいかという、市町村において、この状況を知っている方々がありますよね、例えば今配置する人は新たに配置するんであって、自治体一那覇市においてもその状況がわかりませんよね。民生委員がいますよね、民生委員は各行政区にいて、民生委員の皆さん方がホームレスなのか離職された方なのかということ、市町村と密に連携をとっていると思うんですが、今しかし、民生委員がその生活保護一いろんな手続上の手伝いをしているかと思うんですが、個人情報との関係で民生委員がなかなかそういう情報が得られないということがあると聞いているんですが、この予算をどのように総括して、福祉保健部のほうに出すかというのが疑問なんですが。今までと民生委員の活用は一緒ですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 確かにおっしゃるとおり、地域における民生委員の活動というのは非常に大きな効果がございまして、民生委員の役割としては地域住民の生活相談、困り事、心配事相談をやっていただいていると。いわゆる、ボランティア的な福祉活動をされている方々だと受けとめておりますが、この事業を実施するに当たって、特段民生委員に対する支援事業とか、民生委

員のための予算措置はしてございませんか。

○中川京貴委員 民生委員のための予算はないですよ。ボランティアですからね。私が聞いているのは、民生委員を活用した情報収集をしての、こういった仕事をするんですかということ。要するに23名の皆さん方は自治体は知りませんよね、23名の方を雇うんですよ、この23名を那覇市に何名と今説明していましたが、やはり市町村の状況を知っている方々は民生委員だと思うんです。この民生委員の皆様方との連携はとらないんですかということですよ。

○呉屋禮子福祉・援護課長 その辺は、各市町村の福祉課の担当窓口もございまして。そこからの情報収集だとか、各地域担当の民生委員がいらっしゃいますので、情報収集をして、当該事業は実施してまいりたいと考えております。

○中川京貴委員 現場は、これまでの民生委員の活動が個人情報に関係で、これまでの活動ができなくなっていることは、課長は御存じですよ。

○呉屋禮子福祉・援護課長 確かに、極めて個人情報というところが多いので、民生委員の活動もなかなか難しいところがあるということで伺っております。

○中川京貴委員 民生委員の皆さん方が実態を、現場をよく知っていますので、どういう状況で、例えば生活保護だったのが急に切られたとか、なぜ切られたのかということも、そういった情報収集してやっていただきたいのと、もう一つは、これは4月1日、この条例が通って実施はいつなのか、またこういった家賃を申請したりすると、何日間で家賃補助が受けられるのかとか、この辺を教えてください。

○呉屋禮子福祉・援護課長 この事業については、既に昨年9月補正で実施しておりますので、継続して平成22年度も実施するというところでございます。

○中川京貴委員 今現在も実施しているんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 はい、そうです。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。



(休憩中に、中川委員から申請から何日で家賃補助が受けられるのかも答弁するよう指摘がされた。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

伊波盛治福祉・援護課班長。

○伊波盛治福祉・援護課班長 住宅手当については、福祉事務所の窓口で申請をします。そして、申請をした翌月から家賃の補助が始まるということです。ですから、福祉事務所の中で決裁をすれば決定はできるということなので、福祉事務所間によって違いはあると思うんですが、特段国から何日以内という示しはないんですが、条件がすべてそろってれば、おおむね一週間以内には処理できているものと考えています。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から条例改正せずに事業実施は可能かと確認がされ、執行部から平成21年度から補助事業として継続であり、平成22年度は緊急経済対策として基金事業で行うだけで条例改正の必要はないと説明がされた。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 住宅手当緊急特別措置事業ですが、この説明では、最長6カ月、一定の条件下で3カ月の延長が可能だとあるんですが、一定の条件下で3カ月延長というのは、どういうことを言っているんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 住宅手当の要件緩和の中に、要件緩和が平成22年4月1日から実施されるわけですけれど、支給期間の延長、これまで6カ月間でしたが、これが9カ月まで延長できるということでございます。その際に、いろいろと要件がございまして、目的は就労支援ということでございますので、その就職活動を従来ですと月に1回ハローワークに職業相談に行けばいいということでしたが、これが原則週1回以上、ハローワークとか求人先のほうに出向いて就職活動をするということが加わっております。そういった活

動をした方々について、要件を満たしておれば、6カ月からさらに3カ月間延長して給付を受けることができるということでございます。

○当銘勝雄委員 本当に再就職というか、就労しようとする意思が確認されれば、そういった形で延長できますよというようなシステムですね。そこで、結局最長でも9カ月となるわけで、今、有効求人倍率が沖縄県は0.28倍でしたか。そういう状況ですよ、問題は本当に就職できるかという問題ですが、観光商工部長この辺どうなんですか。求人倍率を聞かせてください。

○勝目と夫観光商工部長 沖縄県の有効求人倍率は0.28倍、全国はこれは12月末の結果ですけれど、0.43倍になっております。

○当銘勝雄委員 そういうことで、就労の意欲があってもなかなか就労できないというのが、沖縄県の今の実態ではないかなと思うんですよ。そうすると、9カ月たったらまた、あなた打ち切りですよと、住宅手当打ち切りですよということになると、どうするんですか。

○伊波盛治福祉・援護課班長 今回の要件ですと、そういうハローワークですね、週に1回応募先に、今まではハローワークに行って相談をするだけだったんですが、その要件の緩和というものは、週1回は必ず求人先に応募しなさいと、週1回は必ず企業面接をしてくれということです。したがって、9カ月の4回だから36回、そういう形で非常に頑張っただけでやっていく、その中で就職できる可能性はあります。しかし就職した後、またリストラとか離職にあった場合は、再度住宅手当はもらえるようにはなっているんです。そのまま9カ月が過ぎた場合は、一たん切れますけれど、その間に就職が入って、再度離職という場合は、この手当をもらえるようにはなっているんですが、基本的には原則6カ月、そして緩和9カ月というスキームの中でやっていただくということにはなっているということでございます。

○当銘勝雄委員 確かに、就労したいということで、ハローワークを訪問してやるということですが、再就職が可能だという、できるということもあるかもしれませんが、私は、絶対的な求人不足、むしろ率から言えば3名に1名もできないということになってしまうわけでしょう。そういうことになるわけですから、この辺がその後どうするのという心配が出てくるわけですよ。それはそれなりに、それでもやるのが一つの救いかもしれないが、完全なそういうこ

とにはならないということで、観光商工部としては、働く場、これをうんとふやすべきだと、だからそれは企画部ともよく相談しながら、いかにすれば製造加工業などの仕事をふやせるかとか、そこら辺までもとにかくやりながら、仕事の間をつくらない限りは、この問題というのは一時的なしのぎにしかならないわけですから、そこに対する観光商工部長の考え方というか、それを一つ示してもらえますか。

**○勝目 和夫 観光商工部長** やはり、雇用問題と産業の振興問題は表裏一体ということで、我々としてはまず内需の拡大というか、地元の中小企業のでこ入れ、それとあわせて企業立地に取り組んでいるところでありまして、割とIT関係がこの環境の中でも結構好調に伸びてまして、IT津梁パークを拠点に、沖縄県は全国でも割とIT関係注目されるような地域になってきております。あと、これまで県議会でもたびたび取り上げられた製造業関係についても、今カボタージュとか物流の、きょう新聞にも物流問題が海外の話など問題になっているという話がありましたので、こういうところに取り組んで、やはり地元の製造業、県外からのアジアのマーケットの中で動くような、新しい動きをどんどん取り入れて、就業の場を何とか拡大していきたいと考えているところです。

**○当 銘 勝 雄 委員** やはり働くパイをふやさない限りはどうしようもない話ですから、やはり根本はそこ。観光商工部ひとつ頑張ってもらいたいと。しかも皆さんは観光、商工、労働、全部見ているわけですから、そこでやって。そして、福祉保健部に、この5つの事業をワンストップサービスというか、そこら辺で処理できるような体制というか、そういうふうになっているんですか。

**○勝目 和夫 観光商工部長** 観光商工部としてはハローワークと連携を密にしていまして、その中でワンストップサービスの話ですが、今度新しい試みとして、那覇市の新都心のアップルタウンのハローワークの隣に、ワンストップサービスのセンターを立ち上げておりまして、その中に福祉関係や住居問題や、ああいう方々も相談する窓口を併設して今4名体制で、1カ所ですが支援しているところです。

**○当 銘 勝 雄 委員** 住宅がないとか、あるいは仕事がないとか、そういう皆さんにとっては、あちらこちらと言われたら、これは大変ですので、やはりせんだってテレビ放映していましたが、内閣府参与というのを年越し派遣村の村長をやっていた方がやっていますよね、その人がやはり何としても、そういう仕事

を失った人たちのためにどう働くべきかということで、彼が一生懸命やってもやはり行政の壁というのが結構あるんだと。こういうことをまざまざと見せておりましたが、そういうふうにならないように、行政がきちっとやらなければならないと思いますので、そこら辺ひとつ頑張ってください。

**○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** 全体として11億4700万円の予算がついているのですが、この中で具体的に各項目にお金を振ろうとすると振れますか。予算枠というものは大体想定しますか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 今回は補正で11億4700万円を基金に積むわけですが、これについて平成22年度当初予算のほうで計上しております。住宅手当緊急特別措置事業について、この分については9億9890万8000円、そして生活保護就労支援事業ですが、これは6404万円、そしてホームレス対策事業ですが、3601万8000円、生活福祉資金貸付事業の相談体制の充実ですが、4840万円となっております。

**○座喜味一幸委員** お金の振り方をみると、住宅手当のほうにウエートが大分大きいと見ているんですが、基本的にこの基金の中に、労働行政と福祉行政ががっちゃんこした基金になっていますね。その福祉行政、労働行政、何か今までのやりとりを見てますと、金もあります、支援組織も充実します、けれども対象とすべき事業の中身が、少しははっきりと見えないのではないかと、ルールができていないのではないかとこの感じを持っていますが、例えば、この住宅手当を東京都では6万9000円、単身でも5万3000円とかありますね。先ほど沖縄県の家賃補助が3万円から3万2千円という話がありますね。そうすると、その都市部と地方の差だとか、あるいは県内の中でも、その補助すべき枠、単価が安くなったからいっぱい拾えるのか。拾うにももう目いっぱいの数なのかという実数、そういうものがちょっと把握されていないのではないかと、やりとりを聞いているんですが、いかがなものでしょうか。例えば、9億9000万円という枠の予算が確保されていたけれども、これは各地域全部掌握された中での予算として、枠取りしているか。もう一点追加してお聞きしますが、もし予算が足りなくなったらどうなるんですか。需要が多かった場合はどうするんですか。それから余った場合はどうするんですか。教えてください。

○呉屋禮子福祉・援護課長 住宅手当の支給額についてですが、これは国から示された基準がございます。まず、支給する場合は、生活保護の中の住宅扶助という基準がございます。その住宅扶助の基準でもって各県、各地域において支給するということになっております。先ほど出ました東京都ですけれど、東京都は1級地でございますが、県内ですとほとんどの市町村が3級地でございます。ですから、その差が出てきております。那覇市内ですとひとり者世帯であれば3万2000円、ほかの市町村ですと3万800円という金額で、この基準に基づいて支給となっております。それから9億9800万円、予算が足りなかったらということでございますが、申請者がふえて、この予算額をオーバーして申請者があるとした場合については、ほかの事業の予算から変更して実施することができるということになっております。

○座喜味一幸委員 国も一応基準を一緒に試算し、地域割で調査をしてお決めになっているんでしょうから、そんなに当たらず遠からずだと一ほぼいいのかなと思うんだけど、しかし現実的に那覇市で3万円から3万2000円のアパートとか探そうとして、敷金、礼金等も含めて果たして、この6カ月間、長くて9カ月間、そういうようなその住居の確保というのが、実態としてできるのかなど。その辺を、少し過不足の分やはり弾力的にしないと、多分利用できなくなる、例えば1万円不足しました、2万円不足しました、いやいやこれはちょっと入れませんというようなことで、実際使えない状況というものが出てこないかと。もう少しフレキシブルな制度にしておかなければいけない。

○呉屋禮子福祉・援護課長 住宅手当の支給額でございますけれど、那覇市での単身所帯ですと3万2000円ということでございますが、これが2人以上と、複数世帯になりますと、また基準額がアップしまして4万1800円ということでございます。また、7人以上の大家族でしたら5万円ということで、その世帯員の数に応じて、基準額が決まってくるということでございます。

○座喜味一幸委員 この辺、しっかりした数字が把握されているか、あるいは使いやすい制度ができているかというのは気にするところですが、ホームレスの自立支援という形において、多分ホームレスの自立支援に関しては、これまでも取り組んできたでしょう。そして先ほどの数字を見ますと、189名ほどの支援対象という方々がおられるということだったんですが、こういう方たちに対して、自立の相談、利用者の相談、就職相談、体制の充実などを図るという

ことで、3600万円予算が振り分けられているんですが、これまでやってきた事業に、今回のその支援事業を乗せたら、何がどう変わって結果がどうなるのかというのを教えてください。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** これまでもホームレス対策事業については実施してきておりますけれど、これまでは那覇市と石垣市、沖縄市ということで、限られたといいますか、特にホームレスの数が多く確認されている自治体のほうで実施してきております。これについて、今回、10分の10国庫ということで、今回基金に積んで事業を実施するわけですが、その市町村の範囲以外に、那覇市以外、浦添市、宜野湾市、北谷町とありますけれど、そういうところについても、市町村が実施しないところについて県がカバーして実施していくと、そういう意味では、ホームレス対策支援事業がかなり充実強化されてくるのではないかと考えております。

**○座喜味一幸委員** では、それを期待しましょう。今度は就労支援事業の強化なんですけれど、人だけふえて6400万円、人が23名ふえることになったんですかね。応援すべき組織の確保というのは、増員というのは充実するんですけども、先ほど当銘委員がおっしゃっていたように、組織は強化したけれども、実質的な就労の、すべき中身を、就労者を確保していく、雇用拡大していくという意味において、この事業が本当に役立つのかということにおいて、多分この6400万円の予算というものは、就労支援するために頑張れ頑張れと応援する組織だけの予算になって、形だけできたけれども、実質的な雇用拡大、就労の確保につながる事業に果たしてなるのか、人件費だけになっていないのかという、ちょっと申しわけないが、見方をしているんですが、いかがでしょうか。頑張れますか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 生活保護受給者に対する就労支援事業ですが、まず生活保護世帯の自立支援に向けて、究極の目的は就労による自立ということが目的でございますので、それについては、やはり就労に向けた、現場においてそういった指導、支援をしないと、なかなか仕事に、自立に結びついていけないというのがございます。これまでも、各事務所に1名ずつ支援相談員を配置しまして、ハローワークなど連携しまして実際就労に結びつけたということが、効果が上がってきております。それをさらに、より強力に進めるために、今回基金に積んで、相談員を増員・配置して実施していくということでございます。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、この事業を取り組むべき課題というのは、非常に重要な案件でございます、全国の中での700億円の中で、場合によっては沖縄はこの金では足りないぞというぐらいの、やはりお金の確保と、それから弾力的に、本当に地域にとってこのセーフティーネットが生きていると、生きたというような意味での中身の詰め込みというんですか、きめ細かな行政サービスというんですかね。その辺をしっかりとやっていただくことを希望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城満委員。

○玉城満委員 就労支援員というのは資格とか免許とか必要なんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 就労支援員については、特に資格・要件等はありません。

○玉城満委員 この事業の、全体的に新規で動く、例えばこの事業で働く総人数というのは把握されていますか。例えばこの11億何千万を切り盛りする、新規に採用する人たちというのは、大体何人ぐらいになりますか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 11億4000万円というのは住宅手当の給付もございますので、それを除いて新規に雇用ということで見ると、住宅確保就労支援員の数と、生活保護受給者に対する就労支援員という形で採用します。この人数が、住宅確保の分については県内で27名です。そして、もう一つ生活保護受給者に対する就労支援員については23名と、合わせて、今のところ50名程度を予定しております。

○玉城満委員 例えば、多少住宅のあれを削って、それを新しく採用する人たちを、この事業で対象になっている方たちを採用していくという手はないものなんでしょうか。要するに、せつかくそういうふうにするんだから、ほかで今就労している人たちを連れてくるのではなくて、今から就労させようという人たちを、この事業に採用させると注目を浴びるのではないのでしょうか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 それから、もう一つ先ほどの御質疑に対する補足

でございますが、市町村社会福祉協議会においても、嘱託員を相談員という形で22名採用すると、配置するというごいざいます。それで今の御質疑の、直接対象者の方を支援員ということでございますが、まず生活保護受給者に対する就労支援員については、御本人一当事者ですので、それはできない。そして、住宅確保就労支援員については、実施の方法によっては、可能性はあるのではないかと考えております。

**○玉城満委員** 私が言っているのは一番上の事業の対象です。住居を失って就職活動を今やらなければいけないという人たちを優先して、この事業に採用していくということをやったらいいのではないのかということなんです。多分、どこかの会社に勤めていて、これをやらないかといってこっちに引き抜かれるよりは、ずっと今仕事を探している人たちを、この事業の対象にしたほうが気持ちも、ずっと仕事を探してあげるという気持ちが一番知っている人たちに、この事業を任せたほうがいいのではないかと、素朴に私はそう思うんですが。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 住宅手当の就労支援員でございますが、この要件等がございます。収入要件ですとか、離職してから2年とか、求職活動を行っているとか、住居を失っているとか、そういう要件に該当する方であれば該当する可能性はあると思います。

**○玉城満委員** ぜひ優先していただいたほうが、この事業の説得力が私は出てくると思いますので、これは提案で終わらせていただきます。

**○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
辻野ヒロ子委員。

**○辻野ヒロ子委員** 先ほどの質疑の中で、離職によって住居を喪失した者が県内で4488名ということですが、これを世帯数に直すとどう感じるのか、おわかりですか。

**○呉屋禮子福祉・援護課長** 先ほどの対象者の数を4488名ということで申し上げましたが、これは離職をして住居を失った方ということで、特定した数字ではございません。あくまでも、国の調査による各都道府県の過去の完全失業者数をベースに算定式がございますが、例えば不動産を持っていない方の割合ですとか、世帯主である割合ですとか、失業保険を給付していない方の割合



ですとか。そういった率を乗じて出して出した数字が、沖縄県については4488名ということでございます。

○辻野ヒロ子委員 ではそれの中には、夫婦でしたら2名というふうに数えられているわけですね。

○呉屋禮子福祉・援護課長 1人単位ですので、そのようになるかと思えます。

○辻野ヒロ子委員 では、その人数の各地域別というか、福祉保健所単位での人数の内訳がわかれば教えてください。

○呉屋禮子福祉・援護課長 住宅手当緊急事業の対象者数ということでよろしいですか。これにつきまして国が算定した数字がございしますが、市町村別に出されております。福祉事務所単位ということでは出ておりませんが、まず那覇市については対象者が1015人ということです。

○辻野ヒロ子委員 済みません、では、これを資料としていただけるような形で。すべて発表するのも大変だと思いますので、もし出ておりましたらいいですか。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員長が執行部に資料提供について確認をした。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 先ほどの数字を読み上げるのも大変ですね。各市町村出ているということで、特に八重山地区の数字だけ教えていただきたいと思えます。

○呉屋禮子福祉・援護課長 八重山地区管内でございしますが、竹富町が対象者の数4人ということです。与那国町が2人、石垣市については96人ということで対象者を出しております。

○辻野ヒロ子委員 では、ほかの市町村の人数が結構多いということですね。八重山地区はそんなに思ったよりは少ない、石垣市は多いんですが。そういう中で、ぜひ資料として全委員に配っていただいたほうがよろしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 わかりました。

○辻野ヒロ子委員 就労支援員が23名、平成22年度に予定されているようですが、その地区別の割り当て人数がわかりましたら教えていただけますか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 これは予算編成時点の数字ということでございますが、生活保護の就労支援員については、南部福祉保健所に1名、中部福祉保健所に1名、そして北部福祉保健所が1名ということで、県の所管する福祉保健所については計3名配置予定をしております。

そして、市の福祉事務所については糸満市3名、豊見城市1名、那覇市7名、浦添市1名、宜野湾市1名、沖縄市1名、うるま市2名、名護市1名、宮古島市1名、石垣市1名、南城市2名、市部で計20名と、合わせて23名ということで、今予定をしております。

○辻野ヒロ子委員 これは増員になるわけですか、それともこれまでに何名かいて、それだけの人数になるのか教えていただけますか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 平成21年度の配置人数が、トータルで21名ですので、2名の増員ということになると思います。

○辻野ヒロ子委員 少し戻りますが、先ほど地区別に人数が出ておりますよね。それで予算も11億4700万円というふうに出てはいますが、地域別の予算割り振りというのもできているのでしょうか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 住宅手当事業に係る各福祉事務所に対する配分、補助金額ですけれど、これについては各市ごとに一覧表になっております。

○辻野ヒロ子委員 後で資料としていただけますか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 住宅手当緊急特別措置事業の予算配分につきまして

ては、後ほど資料で提供させていただきます。

○辻野ヒロ子委員 では、今の件も含めて、やはり今回は予算議会ですので、ぜひ資料として今のものもいただきながら、また私たちが今後勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 公営住宅の工事の補助ですけれど、困難ということの理由でしたが、どういうことで困難と言われたのか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 福祉保健部としましては、公営住宅の所管である県の住宅課と市町村の所管課のほうに照会をしております。そして、この事業実施についてどうなのかということで照会をしたところ、県営住宅については入居待ちの方が多いということで、空き家がないと。この事業のために確保できる余地がないということで回答をもらっております。そして、市町村についても同様に、実施することは困難ということで回答を得ております。

○瑞慶覧功委員 これは一般質問等でもあったと思いますが、県全体の生活保護受給者の、これは何世帯ということで出ているんですか、生活保護受給者の人数は。

○呉屋禮子福祉・援護課長 県内の被保護人員の数でございます、これが生活保護速報という統計数値でございますが、平成21年9月現在、2万6359人ということになっております。内訳としまして、県の所管する郡部で4199人、そして市の福祉事務所で2万2160人ということでございます。

○瑞慶覧功委員 この人数というのは、家族も含んだ人数ということですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 そうです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前島明男委員。

○前島明男委員 1点だけ確認させていただきたいんですが、この生活保護についてなんですが、先ほどの課長のお話では、この手当は生活保護にプラスされるというお話だったと伺っておりますが、従来の児童手当もそのようなことだったんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 児童手当についても、一応その生活保護世帯の中に収入として入ってくるわけですから、生活保護費の算定に当たっては収入認定がされます。そして、それに対応して保護の基準で保護費を支給する場合に、足し加算ということで加算措置がされております。

○前島明男委員 少し理解できないんですが、いわゆる生活保護というのは、ノーマルな収入にプラスして、いわゆる基準額からその収入を引いて足りない分を生活保護が保護費として支給すると。いろいろなものの収入ですよ、本人のパート代ですとか、いろいろなものの収入を総額が、全部総計して生活保護の基準額から、それを引いた残りを支給するというのが基本的な考え方だと思うんですが、その中に児童手当も含まれていると理解していいのか、あるいはそれは除いているのか。その辺、いわゆる収入額の中に児童手当も、いろいろなもの手当もプラスされると、私の個人的な考えはそういう考えだったんですが、先ほどの説明聞くとそれは除外されると。それを上乘せだというんですが、これは以前の児童手当も今回の手当も同じ考えだと理解していいんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 少しわかりにくいかとは思いますが、一応収入としてこの世帯に入ってくる以上収入認定をします。子ども手当も児童手当も。しかし、収入認定したときに、それを何らかの形で措置しないと保護世帯にとっては、その分保護費から削られるということになって、支給された効果が反映されないということになりますから、子ども手当、児童手当の同額を新たに保護費の基準の中でまた加算していく、上乘せしていくと。そうすることによって、支給の効果が保護世帯に対しても及ぶということだと思います。

○前島明男委員 では、以前も今回も、そういう同じ考えということによろしいんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 従前と同じです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決などについて協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、乙第19号議案沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を  
改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして  
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第19号議案の処理はすべて終了しました。

次回は、3月17日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子